

特別定額給付金事業

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

○給付対象者及び給付金額○

- ・ 令和2年4月27日において住民記録台帳に記録されている方
- ・ 給付対象者1人につき、10万円です。

○給付までの流れ○

- ・ 給付対象者のいる世帯の世帯主に対して申請書を送付させていただきます。申請書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送下さい。

(1) 指定口座振込方式

- ・ 同封の申請書により、指定していただいた口座に振り込みます。

(2) 窓口現金受領方式

- ・ やむを得ず、町の窓口において現金を受領する方法です。なお、新型コロナウイルスの影響を考慮し、できる限り口座振込をご利用下さい。窓口での現金受領を希望される方は、事前に政策企画課までご連絡いただいた上で、受取日を調整させていただきます。なお、受領の際は身分証明書の提示をお願いします。

*** 提出期限（令和2年5月31日～令和2年8月31日）までに申請のない方は、支給を辞退されたものとみなしますので、ご了承ください。**

なお、オンライン申請をされる方は、提出不要となります。

お問い合わせ先

富士河口湖町政策企画課
政策調整係

T E L 0555-72-1129